

潜在的介護職員等活用推進事業

目的

介護分野で就業を希望する潜在的有資格者等を有期雇用契約労働者として雇用し、介護事業所等へ紹介予定派遣することにより、当該雇用契約者が、実際の就業を通じて就職先としての職場を見極める機会を提供することで、派遣期間終了後における派遣先での直接雇用につなげる。

- ① 介護保険施設等は派遣会社に派遣申請
- ② 就業希望者等は派遣会社へ登録
- ③ 派遣会社は就業希望者等と雇用契約、介護保険施設等と紹介予定派遣契約（3ヶ月以内）
- ④ 就業希望者等を介護保険施設等へ派遣し、実際の就業によるマッチング
- ⑤ 派遣会社は雇用契約者に賃金の支払・フォローアップ
- ⑥ 派遣期間終了後の継続雇用

**R7 派遣人数
(80人)**

【イメージ図】

